

12 気象警報の発令に伴う 校時の変更について

- 1 京都府向日市を含む地域にいずれかの特別警報が発令されている場合、当日は臨時休業とする。特別警報が解除された後も登校してはいけない。

また、自宅を含む地域に、いずれかの特別警報が発令された場合も当日は（特別警報が解除された後も）登校してはいけない。

- 2 午前7時現在で京都府南部に暴風を含む警報が発令されているとき、生徒は自宅待機とする。

- (1) 午前11時現在で解除されている場合、午後1時25分から始業とする。

- (2) 午前11時現在で解除されていない場合、当日は臨時休校とする。

- (3) 警報発令中は、土曜日、日曜日の部活動等についても実施することはできない（登校してはいけない）。

- 3 授業開始後に警報が発令された場合は、状況に応じ指示がある。

なお、通学に危険が予測される場合には無理して登校しないこと。この場合の欠席は所定の手続きをすることにより出席停止の扱いになることがある。